

令和 8 年度東京都防犯機器等購入緊急補助事業に係る区市町村補助金交付要綱

7 安総治第 258 号

令和 8 年 3 月 27 日

一部改正 令和 8 年 4 月 16 日 8 安総治第 30 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、区市町村が地域の実情に合わせて実施する住宅への防犯機器等の導入助成事業に要する経費の一部を都が支援し、もって都民の防犯意識の高揚と安全で安心な暮らしの実現に寄与するための東京都防犯機器等購入緊急補助事業に係る補助金の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(通則)

第 2 条 この補助金の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第 3 条 この要綱において、使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「防犯機器等」とは、侵入盗被害防止に有用とされ、区市町村が要綱等で助成対象として定める機器等をいう。
- (2) 「住宅」とは、人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分（専用使用権のついた共用部分を含む。）をいう。
- (3) 「住民」とは、東京都内に住民登録があり、その住所に居住している個人をいう。
- (4) 「世帯」とは、在住する区市町村の住民基本台帳に登録されている世帯をいう。

(実施主体)

第 4 条 本事業の実施主体は、区市町村とする。

(補助対象事業)

第 5 条 この補助金は、区市町村が行う防犯機器等の導入助成に係る事業（以下「防犯機器等導入助成事業」という。）に対し、予算の範囲内において区市町村に交付する。この場合において、第 9 条第 1 項の交付の決定の前に実施されたものも対象とする。

(補助対象経費等)

第 6 条 この補助金の交付の対象となる経費、補助率及び補助限度額は別表 1、区市町村へ交付する事務費及び事務費交付限度額は、別表 2 のとおりとする。

- 2 補助対象経費は、防犯機器等導入助成事業において区市町村が支出する経費のうち、知事が必要かつ適当と認め、使途、単価、規模等の確認ができるものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 共同住宅における共用部分への設置の場合
- (2) 購入以外の方法で取得した防犯機器等の場合
- (3) 住宅に併設されている店舗や事務所への設置の場合
- (4) 管理者や管理組合など住民以外が導入する場合
- (5) 転売・譲渡等を目的とする場合
- (6) 令和7年度東京都防犯機器等購入緊急補助事業の補助を受けた場合

(交付申請)

第7条 区市町村長は、補助金の交付を受けようとするときは、別に定める申請期間内に、令和8年度東京都防犯機器等購入緊急補助事業に係る補助金交付申請書兼事業計画書（別記第1号様式。以下「交付申請書」という。）に必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第8条 第9条第1項の交付の決定には、次の各号に掲げる条件が付されるものとする。

- (1) 東京都防犯機器等購入緊急補助事業の補助の対象者（以下「対象者」という。）が都内に住所を有し、その住所に居住している個人であることを確認すること。
- (2) 対象者から区市町村の定める申請書やその他必要書類の提出があり、かつ助成要件を満たしていることを確認すること。
- (3) 事業の執行に当たっては、公正かつ透明性を確保して行われるようにしなければならないこと。
- (4) 第7条及び第15条の規定により提出した書類の内容に誤りがあることが判明した場合は、速やかにその内容について文書により知事に報告すること。
- (5) 同一の補助対象機器について、都又は都が出資その他財政支出等を行う法人から補助金、助成金等の交付を受けていないこと。

(交付決定)

第9条 知事は、第7条の交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、補助金の交付又は不交付の決定を行う。

- 2 知事は、前項の交付の決定を行ったときは令和8年度東京都防犯機器等購入緊急補助事業に係る補助金交付決定通知書（別記第2号様式）、不交付の決定を行ったときには令和8年度東京都防犯機器等購入緊急補助事業に係る補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により区市町村長に通知する。
- 3 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。
- 4 交付申請書が到達した日から、当該申請に係る第1項の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(事業の内容変更等)

第 10 条 区市町村長は、前条第 1 項の規定により決定された交付決定額を上回る補助を実施する場合、事業の内容を著しく変更しようとする場合又は中止をしようとする場合は、あらかじめ令和 8 年度東京都防犯機器等購入緊急補助事業に係る事業内容の変更等承認申請書（別記第 4 号様式）を、必要な書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（申請の取下げ）

第 11 条 区市町村長は、第 9 条の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付の決定の通知を受けた日から 14 日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出することにより、申請の取下げをすることができる。

2 前項に規定するほか、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、区市町村長は遅滞なくその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（事情変更による決定の取消し等）

第 12 条 知事は、第 9 条第 1 項の規定による交付の決定を行った後、天災地変その他交付の決定の後に生じた事情の変更により事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合においては、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

（事業遅延等の報告）

第 13 条 区市町村長は、令和 9 年 3 月 31 日までに事業を完了することができないと見込まれるとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに令和 8 年度東京都防犯機器等購入緊急補助事業に係る事業遅延等報告書（別記第 5 号様式）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（事業状況報告）

第 14 条 知事は必要に応じ、区市町村長に対し期限を定めて補助対象事業の状況について報告を求めることができる。

2 前項の報告は、令和 8 年度東京都防犯機器等購入緊急補助事業に係る事業実施状況報告書（別記第 6 号様式）により、行わせるものとする。

（事業実績報告）

第 15 条 区市町村長は、補助金の交付の決定の日の属する会計年度が終了したときは、必要な書類等を添えて、速やかに令和 8 年度東京都防犯機器等購入緊急補助事業に係る事業実績報告書（別記第 7 号様式）を知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 16 条 知事は、前条の令和 8 年度東京都防犯機器等購入緊急補助事業に係る事業実績報告

書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて調査等を行うものとする。

- 2 前項の調査等により、前項の報告書の内容がこの補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、令和8年度東京都防犯機器等購入緊急補助事業に係る補助金交付額確定通知書（別記第8号様式）により区市町村長に通知するものとする。

（是正のための措置）

第17条 知事は、前条第1項の調査等の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、区市町村長に対し、当該補助対象事業につき、これに適合させるための処置をとることを命ずることができる。

（補助金の支払等）

第18条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、補助金を支払うものとする。

- 2 区市町村長は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、令和8年度東京都防犯機器等購入緊急補助事業に係る補助金請求書（別記第9号様式）を知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第19条 知事は、区市町村が次のいずれかに該当する場合は、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令又は規則に基づく命令に違反したとき。
- (4) 第8条第4号に規定する報告を受けた場合

（補助金の返還）

第20条 知事は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、事業の当該取消しに係る部分に関し、既に区市町村に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（補助金の経理等）

第21条 区市町村長は、事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

（検査）

第 22 条 区市町村長は、知事が東京都職員をして、事業の運営及び経理等の状況について検査させた場合又は事業について報告を求めさせた場合には、これに応じなければならない。

(違約加算金及び延滞金の納付)

第 23 条 第 19 条第 1 号から第 3 号までの規定によりこの補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しを行い、第 20 条の規定により当該補助金の返還を命じたときは、知事は、区市町村が当該補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額（一部を納付した場合のその後の期間においては既納額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を区市町村に納付させなければならない。

2 前項の規定により当該補助金の返還を命じた場合において、区市町村長が定められた納期日までに当該補助金を納付しなかったときは、知事は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

3 前 2 項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第 24 条 補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合における前条第 1 項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第 1 項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、区市町村の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第 25 条 第 23 条第 2 項の規定により知事が延滞金の納付を命じた場合において、区市町村長に返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(非常災害の場合の措置)

第 26 条 非常災害等による被害を受け、事業の遂行が困難となった場合の区市町村の措置については、知事が指示するところによる。

(文書等の様式)

第 27 条 申請書、通知書及び報告書等の様式は、別記のとおり定める。

(その他)

第 28 条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、実施細目で定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 8 年 4 月 16 日付 8 安総治第 30 号)

この要綱は、令和 8 年 4 月 16 日から施行する。

別表 1 補助対象経費等

対象経費	都補助率	都補助限度額
防犯機器等導入助成事業であって、住民がその居住する住宅に実施する防犯対策のうち防犯機器等の購入及び設置に係る経費	2 分の 1 以内 (※) ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 ※都民負担額に対する補助率であり、区市町村には全額補助	1 世帯あたり 1 万円 ただし 1 世帯あたり 1 回限りとする。

別表 2 事務費交付額等

知事が交付の決定をした世帯数に基準額を乗じた額とし、下表区分ごとに限度額を設定する。
基準額は、800 円とする。

区分	区市町村の世帯数	事務費交付限度額
1	35 万以上	7, 000 千円
2	30 万以上 35 万未満	6, 000 千円
3	25 万以上 30 万未満	5, 000 千円
4	20 万以上 25 万未満	4, 000 千円
5	15 万以上 20 万未満	3, 000 千円
6	10 万以上 15 万未満	2, 000 千円
7	10 万未満	1, 000 千円

※令和 8 年 1 月 1 日現在 東京都の人口（推計）を基準とする。